

離婚届

(はじめに日本に離婚届出、その後タイに届出をする場合)

審査のため、すべての書類のコピーを当館まで事前に郵送してください。
書類の確認が出来次第、当館から来館日をメール又は電話でお知らせ致します。

日本市区町村役場での離婚手続きの流れ

1. 日本の市区町村役場で離婚届を提出する。
2. 日本人とタイ人の離婚届出をした場合：「戸籍謄本」1通を日本市区町村役場から取り寄せる。
外国人（日本人以外）とタイ人の離婚届出をした場合：「離婚受理証明書」1通を日本市区町村役場から取り寄せる。
3. 「戸籍謄本」又は「離婚受理証明書」（2.の場合によって）を英語に翻訳し、公証人役場で翻訳者の署名認証、及び公証人所属法務局で公証人押印証明を受けた後、日本外務省領事局証明班にて認証を受ける。

***東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、大阪府、北海道、宮城県及び福岡県の公証人役場では、申請者からの要請があれば、公証人の認証、法務局の公証人押印証明及び外務省の公印確認を一度に取得できます。このワンストップサービスをご利用になると法務局や外務省に出向く必要はありません。

大阪公証役場 <https://www.koshonin.gr.jp/list/ohsaka#prefectures>

4. 3.の認証済みの全書類（戸籍謄本又は離婚受理証明書（2.の場合によって）含む）をタイ語に翻訳する。

タイ王国大阪総領事館での婚姻手続きの流れ

5. 3.の認証済みの全書類（戸籍謄本又は離婚受理証明書（2.の場合によって）含む）とタイ語翻訳文をタイ王国大阪総領事館で翻訳認証を受ける。

必要書類：

- 5.1. 申請書 ([ダウンロード](#))
 - 5.2. タイパスポート
 - 5.3. タイ国民身分証明書
 - 5.4. タイ住居登録証のコピー
 - 5.5. タイ人の日本在留カード
 - 5.6. 日本人配偶者のパスポート又は運転免許証
 - 5.7. 日本人以外の配偶者のパスポート及び日本在留カード
 - 5.8. タイ政府発行結婚証明書又は家族身分登録書（結婚）
6. タイ王国大阪総領事館にて、委任状を申請（5.のタイ王国大阪総領事館にて翻訳認証済みの全て書類をタイ外務省で認証を受ける及びタイ市区役所にて代理人が離婚手続きを行うため）。[（詳細をクリック）](#)（注）タイ人申請要タイ語のみ）

7. タイ王国大阪総領事館にて、女性の敬称（ミス、ミセス）に関する証明書の申請（タイ人女性のみ）。（[詳細をクリック](#)（注）タイ語のみ）

タイ王国での離婚手続きの流れ

8. タイ王国大阪総領事館にて翻訳認証済みの全書類（戸籍謄本又は離婚受理証明書（2.の場合によって）含む）をタイ外務省で認証を受ける。（6.の委任状により）

9. タイ外務省の認証を受けた後、タイ市区役所で「家族身分登録書（離婚）」を申請する。（6.の委任状により）

10. タイ市区役所で「家族身分登録書（離婚）」の発行後、「住居登録証」の記載事項を離婚後、姓名・敬称に変更する手続き等を行う。

11. タイ市区役所で新しくタイ国民身分証明書を申請し、タイ外務省で新しくパスポートを申請する（本人がタイに帰国しない場合、タイ王国大阪総領事館で新しく国民身分証明書とパスポートを申請する）。

13. **直接タイまで手続きを行う場合、在タイ日本国大使館へ確認する。**（[詳細をクリック](#)）
（注：日本人とタイ人の離婚届出をする場合のみ）

手数料

- 翻訳の認証 3,000 円/ヶ所
- 日本外務省の認証 3,000 円/ヶ所
- 委任状 3,000 円/部
- 姓名変更に関する同意書 3,000 円/部
- 敬称に関する証明書 3,000 円/部

備考

- 当総領事館は審査に際して追加の書類の提出をお願いさせていただくことがあります。
- 書類コピーの場合、パスポートと同一の署名をしてください。

お問い合わせ先

〒541-0056 大阪府中央区久太郎町 1-9-16

バンコック銀行ビル 4 階

タイ王国大阪総領事館（領事部担当）

TEL:06-6262-9226, 9227 （電話対応時間：午後 3 時 3 0 分～ 5 時 3 0 分）

FAX:06-6262-9228